

定 款

福井県医療生活協同組合

2021年6月26日現版

福井県医療生協同組合 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この生活協同組合(以下「組合」という)は、協同互助の精神に基づき、医療活動を中心にして、組合員の健康と生活を守り文化的経済的改善向上をはかることを目的とする。

(名称)

第 2条 この組合は、福井県医療生活協同組合という。

(事業)

第 3条 この組合は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)組合員に対する医療に関する事業
- (2)高齢者、障害者等の福祉に関する事業であつて組合員に利用させるもの
- (3)組合員の生活に有用な協同施設(第1号及び第2号に掲げるものを除く。)を設置し、組合員に利用させる事業
- (4)組合員の生活改善及び文化の向上をはかる事業
- (5)組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上をはかる事業
- (6)前各号の事業に付帯する事業

(区域)

第 4条 この組合の区域は、福井県全域とする。

(事務所の所在地)

第 5条 この組合は、事務所を福井県福井市におく。

第2章 組合員及び出資金

(組合員の資格)

第 6条 この組合の区域内に住所を有し、第1条の目的に賛同する者は、この組合の組合員となることができる。

2 この組合の区域内に勤務地を有する者で、この組合の事業を利用するなどを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

(加入の申込み)

第 7条 前条第1項に規定する者は、組合員になろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額(出資第1回の払い込み金)を添え、これを組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし前項の申込みを拒むことにつき理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りではない。

3 この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。

4 第1項の申込みをした者は、第2項のただし書きの規定により、その申込みを拒まれた場合をのぞき、この組合が第1項の申込みを受理した時に組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(加入承認の申請)

第 8条 第6条第2項に規定する者は、組合員になろうとする時は、引受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。

- 3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金(出資第1回の払込み金)の払い込みをしなければならない。
- 4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金(出資第1回の払込み金)の払込みをしたときに組合員となる。
- 5 この組合は、組合員となった者について、組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(届出の義務)

第 9条 組合員は、組合員たる資格を喪失した時、又はその氏名若しくは住所を変更した時は、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

(自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終りにおいて脱退することができる。

- 2 この組合は組合員が第9条に定める住所の変更届けを2年間行わなかったときは、脱退の予告があつたものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- 3 前項の規定により脱退の予告があつたものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催促をしなければならない。
- 4 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

(法定脱退)

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1)組合員たる資格の喪失
- (2)死亡
- (3)除名

(除 名)

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって除名することができる。

- (1)長期にわたってこの組合の事業を使用しない時、但し、この組合員及びその家族が健康であつたときはこのかぎりでない。
 - (2)出資の払込みを怠り、催告をうけてもその義務を履行しないとき。
 - (3)この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。
- 2 前項の場合において、この組合は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えるなければならない。
- 3 この組合は、除名の議決があつたときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退組合員の払いもどし請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

- (1)第10条の規定による脱退または第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額
 - (2)第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額
- 2 この組合は、脱退した組合員が、この組合に対する債務を完済するまでは前項の規定による払戻しを停止することができる。
- 3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足らないときは、第1項の払戻しを行わない。

(脱退組合員の払込み債務)

第14条 この組合は、前条第3項の場合において、他の組合員に対するのと同条件をもって、その年度内に脱退した組合員にその未払込出資額の全部または、一部の払い込みを請求することができる。

(出資)

第15条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の4分の1とする。

3 組合員は、出資金額の払込みについて相殺をもってこの組合に対抗することができない。

4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払込みの方法)

第16条 出資1口の金額は、1000円とし、2口以上出資する場合には分割出資を認める。この場合、出資第1回および各回の払込み金額は1000円以上とし最後の払込みは、最初の払込みから10ヶ月をこえてはならないものとする。

(過怠金)

第17条 この組合は、組合員が出資の払込みを怠ったときは、その組合員に対して払込みを怠った出資金額の1000分の1に相当する額に、払込み期日の翌日から払込みの完了する日の前日までの日数を乗じて得た額に相当する額の過怠金を、課することができる。

2 この組合は、組合員が出資の払込みを怠ったことにつき、理事会においてやむを得ない事情があると認めるときは、その組合員に対する過怠金の全部又は一部を免除することができる。

(出資口数の増加)

第18条 組合員は、その出資口数を増加することができる。

2 出資口数を増加しようとする組合員は、この組合の定める出資口数増加申込書に、増加しようとする出資口数に相当する出資金額又は第1回の払込み金額を添えて、これを組合に提出しなければならない。

(出資口数の減少)

第19条 組合員はやむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終りにおいて出資口数を減少することができる。

2 組合員は、その出資口数が第15条第2項に規定する限度を超えたときは、その限度以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。

3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込み済出資額の払いもどしをこの組合に請求することができる。

4 第13条第3項及び第14条の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

第3章 役職員

(役員)

第20条 この組合に次の役員をおく。

(1)理事 20人以上 25人以内

(2)監事 2人以上 5人以内

(役員の選任)

第21条 役員は、役員選任規約の定めるところにより、総代会において選任する。

2 理事は、組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内のものを、組合員以外の者のうちから選任することができる。

3 理事は、監事の選任に関する議案を総代会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

(役員の補充)

第22条 理事又は監事のうちその定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選任規約の定めるところにより、3ヶ月以内に補充しなければならない。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は2年、監事の任期は2年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。

- 2 補充役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 3 役員の任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとする。
- 4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員の数がその定数を欠くに至ったときは、その役員は後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

(役員の兼職禁止)

第24条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

- (1) 組合の理事又は使用人

(役員の責任)

第25条 役員は法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この組合のため誠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 役員は、その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。
- 4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。
- 5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として、総代会の決議によって免除することができる。
- 6 前項の場合には、理事は、同項の総代会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
 - (1) 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額
 - (2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
 - (3) 責任を免除すべき理由及び免除額
- 7 理事は、第2項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総代会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 8 第5項の決議があつた場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金等を与えるときは、総代会の承認を受けなければならない。
- 9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- 10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
 - (1) 理事 次に掲げる行為
 - イ 法第31条の9 第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
 - ロ 虚偽の登記
 - ハ 虚偽の公告
 - (2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
- 11 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帶債務者とする。

(理事の自己契約等)

第26条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。
- (2) この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- (3) 理事が自己又は第三者のために組合の事業の部類に属する取引を行うとき。

2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員の解任)

第27条 総代は、総代の5分の1以上の連署をもって、役員の解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

- 2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会の議に付し、かつ、総代会の会日の10日前までに、その役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- 4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がないとき又は理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(役員の報酬)

第28条 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合において、総代会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

2 監事は、総代会において、監事の報酬について意見を述べることができる。

3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(代表理事)

第29条 理事會は、理事の中からこの組合を代表する理事(以下「代表理事」という。)を選定しなければならない。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事長及び専務理事)

第30条 理事は、理事長1人、専務理事1人、副理事長及び常務理事(1人以上5人以内)を理事会において互選する。

- 2 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 副理事長は、理事長及び専務理事を補佐し、理事長及び専務理事に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 常務理事は、理事長及び専務理事、副理事長を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長及び専務理事、副理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長の定めた順序に従って、その職務を代行する。
- 6 理事は、理事長及び専務理事、副理事長、常務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(理事会)

- 第31条 理事会は、理事をもって組織する。
- 2 理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。
 - 3 理事会は、理事長が招集する。
 - 4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
 - 5 前項の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
 - 6 理事は3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
 - 7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(理事会招集手続)

- 第32条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。
- 2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(理事会の議決事項)

- 第33条 この定款に特別の定めがあるものその他、次の事項は、理事会の議決を経なければならぬ。
- (1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項。
 - (2) 総会と総代会の招集並びに総会と総代会に付議すべき事項。
 - (3) この組合の財産及び業務の執行のための手続きその他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止。
 - (4) 取引金融機関の決定。
 - (5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項。

(理事会の議決方法)

- 第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
 - 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときは除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。
 - 4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名をしなければならない。

(定款等の備置)

- 第36条 この組合は、法令に基づき、以下に掲げる書類を主たる事務所に備え置かなければならない。
- (1) 定款
 - (2) 規約

- (3)理事会の議事録
 - (4)総代会の議事録
 - (5)貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案(以下「決算関連書類」という。)
及び事業報告書並びにこれらの付属明細書(監査報告を含む。)
- 2 この組合は、法令に定める事項を記載した組合員名簿を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。
- 3 この組合は、組合員又は組合の債権者(理事会の議事録については、裁判所の許可を得た組合の債権者)から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(監事の職務及び権限)

- 第37条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 5 第31条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。
- 6 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 7 監事は、総代会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 8 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 9 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。
- 10 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

(理事の報告義務)

- 第38条 理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

- 第39条 監事は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- 2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

- 第40条 第29条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。
- (1) この組合が、理事又は理事であった者(以下、この条において理事等といふ。)に対し、また、理事等が組合に対して訴えを提起する場合
 - (2)この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合
 - (3)この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合

(4) この組合が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(組合員による理事の不正行為等の差止め)

第41条 6箇月前から引き続き加入する組合員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(組合員の調査請求)

第42条 組合員は、総組合員数の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(顧問)

第43条 この組合に顧問をおくことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。

3 顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

(職員)

第44条 この組合の職員は、理事長が任免する。

2 職員の服務、給与その他職員に関し必要な事項は規則で定める。

第4章 総代会及び総会

(総代会の設置)

第45条 この組合に総会に代るべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第46条 総代の定数は、100人以上200人以内において総代選挙規約で定める。

(総代の選挙)

第47条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより組合員のうちから選挙する。

(総代の補充)

第48条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

(総代の職務執行)

第49条 総代は、組合員の代表として、組合員の意志を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならぬ。

(総代の任期)

第50条 総代の任期は、1年とする。ただし、再選をさまたげない。

2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 総代は、任期満了後であっても、後任者の就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(総代名簿)

第51条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

(通常総代会の招集)

第52条 通常総代会は、毎事業年度終了の日から3ヶ月以内に招集しなければならない。

(臨時総代会の招集)

第53条 臨時総代会は、必要があるときは、いつでも理事会の議決を経て、招集できる。ただし、総代がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。

(総代会の招集者)

第54条 総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

2 理事長及びその職務を代行する理事がいないとき、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(総代会の招集手続)

第55条 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。

3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合意によらなければならない。

4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。

5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書(監査報告書を含む。)を提供しなければならない。

(総代会提出議案・書類の調査)

第56条 監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。

(延期又は続行の決議)

第57条 総代会の会日は、総代会の議決により続行し、又は延期することができる。この場合においては、第55条各項の規定は適用しない。

(総代会の議決事項)

第58条 この定款に、特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならぬ。

- (1) 定款の変更
 - (2) 規約の設定・変更及び廃止
 - (3) 解散及び合併
 - (4) 毎事業年度の予算と事業計画の設定と変更
 - (5) 出資1口の金額の減少
 - (6) 事業報告書及び決算関係書類
 - (7) 連合会と他団体への加入又は脱退
- 2 この組合は、第3条各号にかかる事業を行うため必要と認められる他団体への加入又は脱退であって、多額の出資もしくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず総代会の議決によりその範囲を定め理事会の議決事項とすることができます。
- 3 総代会においては、第55条第4項の規定によって、あらかじめ通知した事項についてのみ議決するものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものをのぞく事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。

(総代会の成立要件)

第59条 総代会は、総代の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

- 2 前項に規定する数の総代の出席がないときは、理事会は、その総代会の会日から20日以内にさらに総代会を招集することを決しなければならない。この場合には前項の規定は適用しない。

(役員の説明義務)

第60条 役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関するものである場合
- (2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項を組合に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。
- (4) 総代が説明を求めた事項について説明をすることにより組合その他の者(当該総代を除く。)の権利を侵害することとなる場合
- (5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議決権と選挙権)

第61条 総代は、出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(総代会の議決方法)

第62条 総代会の議事は、出席した総代の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総代会の議長は、総代会において、出席した総代のうちからそのつど選任する。
- 3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。
- 4 総代会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した総代の数に算入しない。

(総代会の特別議決方法)

第63条 次の事項は、出席総代の3分の2以上の多数で決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 組合員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 第25条第5項の規定による役員の責任の免除

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第64条 総代は、第55条第4項の規定によって、あらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。ただし、組合員又は組合員と同一世帯に属する者でなければ代理人となることができない。

- 2 前項の規定によって、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。
- 3 第1項の規定により、書面をもって議決権又は選挙権を行使する者は、第55条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙しようとする役員の氏名を書面に明示して、第68条及び第21条第1項の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。
- 4 代理人は、3人以上の総代を代理することができない。
- 5 代理人は、代理権を証明する書面を、この組合に提出しなければならない。

(組合員の発言権)

第65条 組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし総代の代理人として総代会に出席する場合を除いて、議決権及び選挙権を有しない。

(総代会の議事録)

第66条 総代会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、作成した理事及び議長がこれに署名又は記名押印するものとする。

(解散又は合併の議決)

第67条 総代会において組合の解散又は合併の議決があつたときは、理事は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

2 前項の議決があつた場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1月以内にしなければならない。

3 前項の請求の日から2週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

4 前二項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

(総代会運営規約)

第68条 この定款に定めるもののほか、総代会の運営に関する必要な事項は、総代会運営規約で定める。また、総会の運営に関する必要な事項は、総代会運営規約を準用する。

第5章 事業の執行

(事業の利用)

第69条 組合員と同一の世帯に属するものは、この組合の事業の利用については組合員とみなす。

(事業の品目等)

第70条 第3条第1号に規定する医療に関する事業は、次に掲げるものとする。

(第3条第2号に係るものと除く。)

(1) 医療事業

(2) 訪問看護事業

2 第3条第2号に規定する福祉に関する事業は、次に掲げるものとする。

(1) 保育所を経営する事業

(2) 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律のいずれかに基づく保健福祉に関する事業並びにその関連の事業

(3) 組合員の福祉の増進を図る事業(前号までに規定する事業を除く。)

3 第3条第3号に規定する協同施設は、体育施設、集会施設等とする。

4 第3条第4号及び第5号に規定する事業は、保健学校、くらしの学校、健康教室、生協学校、健康センター養成講座等とする。

第6章 会計

(事業年度)

第71条 この組合の事業年度は毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

(財務処理)

第72条 この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及び附属明細書を作成するものとする。

(収支の明示)

第73条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(医療福祉等事業の区分経理)

第74条 この組合は、次に掲げる事業(以下「医療福祉等事業」という。)に係る経理とその他の経理を区分するものとする。

(1)法第50条の3第3項の規定に基づき区分経理しなければならない事業

イ 病院を営む事業

ロ 診療所を営む事業

ハ 介護保険法に規定する指定を受けて実施する各事業

ニ 法に基づくその他の福祉事業を行う児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法及び障害者自立支援法のいずれかに基づく保健福祉に関する事業並びにその関連の事業のうち公費の支出を受けて行う事業

(2)区分経理に含める事業

イ 医療関係者の人材育成施設を営む事業

ロ 病院内の売店における供給事業

ハ (1)のハ及びニの事業により提供するサービスと同種のものを、公費の支給対象とならない者に提供する事業

ニ 病院・診療所の食堂及び患者駐車場

ホ 教育事業及び組合員による福祉活動

(法定準備金)

第75条 この組合は、出資総額の2分の1に相当する額に達するまで毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには積立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のてん補にあてるべき金額を控除した額について行うものとする。

2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のてん補にあてる場合を除き、取りくずすことができない。

(教育事業等繰越し金)

第76条 この組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越し金として翌事業年度に繰越し、繰り越された事業年度の第3条第5号に定める事業の費用にあてるために支出するものとする。なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

2 前条第1項ただし書きの規定は、前項の規定による繰越し金の額の計算について準用する。

(医療福祉等事業の積立金)

第77条 この組合は、医療福祉等事業に関し、残余がある場合については、医療福祉等事業積立金として積み立てるものとする。

2 前項の規定による医療福祉等事業積立金は、医療福祉等事業の費用に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

(欠損金のてん補)

第78条 この組合は、欠損金が生じたときは繰越し剰余金、前条の規定により積立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補にあてるものとする。

(投機取引等の禁止)

第79条 この組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(組合員に対する情報開示)

第80条 この組合は、この組合が定める規則により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

第7章 解 散

(解 散)

第81条 この組合は、総代会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

(1) 目的たる事業の成功の不能

(2) 合併

(3) 破産手続開始の決定

(4) 行政庁の解散命令

2 この組合は、前項の事由によるほか、組合員(第6条第2項の規定による組合員を除く。)が20人未満になったときは解散する。

3 理事長は、この組合が解散(破産による場合を除く。)したときは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ公告しなければならない。

(残余財産の処分)

第82条 この組合が解散(合併による場合又は破産による場合を除く。)した場合の残余財産(解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。)は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし残余財産の処分につき総代会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

第8章 雜 則

(公告の方法)

第83条 この組合の公告は、以下の全ての方法で行う。

(1) 事務所の店頭に掲示する方法

(2) 電子広告による方法(この組合のホームページに掲載する方法)

2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないものとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項の(1)及び(2)に規定する方法により行うものとする。

3 前項において、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、福井新聞に掲載して行う。

(組合の組合員に対する通知及び催告)

第84条 この組合が、組合員に対する通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときはその場所又は連絡先にあてて行なう。

2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

(実施規則)

第85条 この定款及び規約の定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続き、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、この組合成立の日から施行する。

(成立当初の役員の任期)

2 この組合の成立当初における役員の任期は、第23条第1項の規定にかかわらず、創立総会において議決された期間とする。ただしその期間は1年をこえてはならない。

(成立当初の事業年度)

3 この組合の成立の日の属する事業年度は、第71条の規定にかかわらず、この組合の成立の日から昭和54年3月31日までとする。

(改定)

- 4 1982年5月30日 第5回総代会において一部改定。 (第33条1項)
イ、1985年5月26日 第8回総代会において一部改定。 (第33条1項)
ウ、1992年5月24日 第15回総代会において一部改定。 (第27条)
エ、1994年5月29日 第17回総代会において一部改定。 (第64条1項)
オ、1995年5月28日 第18回総代会において一部改定。 (第64条1項)
カ、1999年5月30日 第22回総代会において一部改定。 (第3条、第64条)
キ、2000年5月27日 第23回総代会において一部改定。 (第3条、第64条)
ク、2001年5月27日 第24回総代会において一部改定。
(2001年1月厚生労働省からの模範定款例に則り改定)
ケ、2003年5月25日 第26回総代会において一部改訂 (第10条、第75条)
コ、2006年5月28日 第29回総代会において一部改訂 (第75条)
サ、2008年5月25日 第31回総代会において一部改定
(2007年消費生活協同組合法の一部改正に則り改定)
シ、2013年6月16日 第36回総代会において一部改定 (第44条、第70条)